

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

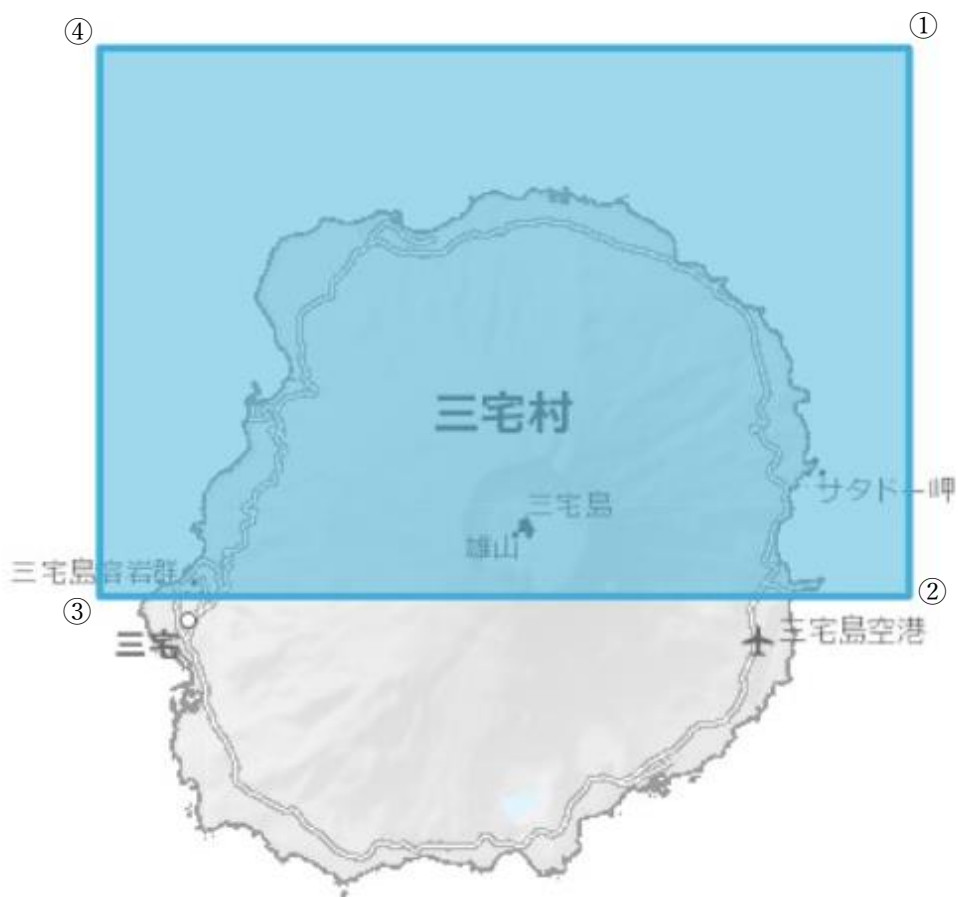
令和 6 年 12 月 11 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - （2）住 所 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 三宅島沿岸海域（別添付図のとおり）
 - （2）期 間 令和 6 年 12 月 11 日～令和 7 年 2 月 21 日
- 3 水路測量の実施方法
マルチビーム音響測深機による海底地形調査
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度	経度
1	34 ° 08 ' 29.037 ''	139 ° 34 ' 46.774 ''
2	34 ° 04 ' 42.369 ''	139 ° 34 ' 46.774 ''
3	34 ° 04 ' 42.369 ''	139 ° 28 ' 03.850 ''
4	34 ° 08 ' 29.037 ''	139 ° 28 ' 03.850 ''